証券コード　7358
2023年3月8日

株　主　各　位

東京都渋谷区広尾五丁目6番6号
株式会社ポピンズ
代表取締役社長　轟　麻衣子

第７期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第７期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

　当社ウェブサイト　　https://www.poppins.co.jp/hldgs/
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「ＩＲ」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認下さい。）
　また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。
　東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ポピンズ」または「コード」に当社証券コード「７３５８」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

**　新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いております。前年に引き続き本年も感染リスクを避けるため、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申しあげます。**
**　当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネット等により事前に議決権を行使することができますので、お手数ですが、株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年３月29日（水曜日）午後６時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1．日　　時　2023年３月30日（木曜日）午前10時
2．場　　所　東京都千代田区神田錦町三丁目２８番
学士会館　２階　202
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項
報告事項　1．第７期（2022年１月１日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第７期（2022年１月１日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）８名選任の件
第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から次に掲げる事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
③ 連結計算書類の「連結注記表」
④ 計算書類の「株主資本等変動計算書」
⑤ 計算書類の「個別注記表」

なお、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類並びに監査等委員が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の提供書面のほか、上記に掲げる事項を含みます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2023年３月30日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前９時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。
なお、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

2023年３月29日（水曜日）
午後６時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年３月29日（水曜日）
午後６時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

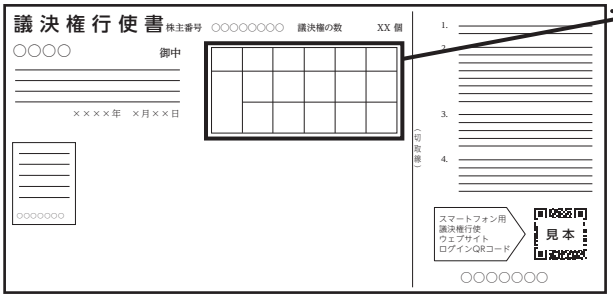

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案

- 全員賛成の場合　≫　「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合　≫　「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合　≫　「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第２号議案

- 賛成の場合　≫　「賛」の欄に○印
- 反対する場合　≫　「否」の欄に○印

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

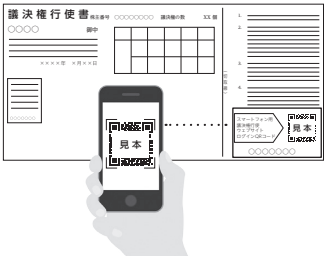

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

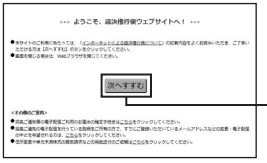

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120−652−031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00〜21：00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

（提供書面）

事　業　報　告

（2022年１月１日から
2022年12月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度においてわが国では、新型コロナウイルス感染症の影響により、第１四半期（１月－３月）において、感染力が極めて強いオミクロン株が過去の感染ペースを上回るスピードで拡大し、第２四半期（４月－６月）においても、東京都を中心とした保育所において昨年を上回る水準の「預け控え」が全般的に生じました。第３四半期（７月－９月）においては、７月以降の感染者数が再拡大し過去最高を記録しましたが、社会経済へのマイナス影響は限定的なものとなり、第４四半期（10月－12月）には、オミクロン株に対応した新たなワクチンの接種が始まるなど、コロナ禍からの正常化を見据えた、感染拡大の抑制と社会経済活動を両立させるための政策や社会的な動きが広がりました。一方で、急激な円安の進行や、ロシアによるウクライナ軍事侵攻の影響で、原油価格や物価の高騰等がわが国の経済に多大な影響を及ぼしました。

当社は、このような状況のもと、ウィズコロナ時代というニューノーマルの状況を受け入れながら、「働く女性を支援するどのような時代においても必要とされる会社・組織・人材になる」という信念のもと、徹底した感染対策を講じたうえでのサービスの提供やオンラインサービスを取り入れ、事業を推進いたしました。

売上高につきましては、ベビーシッターサービスを中心にチャイルドケア事業の売上高が増加したこと、保育・学童施設12箇所が新規開設したことにより、順調に拡大しました。

営業利益につきましては、前連結事業年度に引き続き預け控えの状況が続く中、エデュケア事業における８施設の閉園、直営施設の新規開設が前期比で４園増加したことによる初年度一時費用の増加、保育職員の新型コロナウイルス感染者増加に伴う非常勤職員の加配置、事業拡大を図るための営業および運営人員の増強、採用・広告宣伝の強化等による販売費及び一般管理費の増加などの影響により、前期比で減益となりました。

また、間接共通費を配賦した後に営業収支が赤字となる一部保育所の設備について減損処理を行ったことにより、特別損失1億59百万円を計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は262億58百万円（前連結会計年度比6.1％増）、営業利益は13億5百万円（同14.1％減）、経常利益は13億57百万円（同15.8％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は８億24百万円（同14.7％減）となりました。

事業区分別の経営成績は次のとおりであります。また、各事業区分（セグメント）の金額は、セグメント間取引を相殺消去する前の金額であります。

当連結会計年度より事業区分を変更しました。以下の前期比較については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えた数値で行っております。

事業区分別売上高

事業区分	第６期（2021年12月期）（前連結会計年度）		第７期（2022年12月期）（当連結会計年度）		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
ファミリーケア事業	3,396百万円	13.6%	4,434百万円	16.8%	1,037百万円	30.5%
エデュケア事業	20,379	81.7	20,911	79.2	532	2.6
プロフェッショナル事業	623	2.5	564	2.1	△59	△9.5
その他	558	2.2	505	1.9	△52	△9.5
合計	24,958	100.0	26,416	100.0	1,457	5.8

事業区分別営業利益

事業区分	第６期（2021年12月期）（前連結会計年度）		第７期（2022年12月期）（当連結会計年度）		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
ファミリーケア事業	905百万円	29.7%	1,027百万円	37.1%	121百万円	13.4%
エデュケア事業	1,853	60.8	1,591	57.5	△262	△14.2
プロフェッショナル事業	255	8.4	169	6.1	△85	△33.6
その他	35	1.2	△19	△0.7	△55	－
合計	3,050	100.0	2,768	100.0	282	△9.3

（ファミリーケア事業：ナニーサービス、ベビーシッターサービス、シルバーケアサービス）

ナニーサービスにつきましては、第１四半期において、感染力が極めて強いオミクロン株が

過去の感染ペースを上回るスピードで拡大したため予約のキャンセルや利用控えが生じたことにより、第１四半期の売上高は前年同期比微増で推移しました。一方で第３四半期においては、７月以降の感染者数が再拡大し過去最高を記録した中でも、売上が順調に増加いたしました。自治体向けサービスにつきましては在宅勤務の継続や待機児童数の減少による影響が見られますが、個人向けサービス売上の伸長により、当連結会計年度の売上高は21億75百万円（前連結会計年度比8.7%増）となりました。

ベビーシッターサービスにつきましては引き続き需要が拡大しており、その需要を取り込むべくインターネット広告出稿やSEO対策等を行うとともに、ベビーシッターの採用を強化することで市場シェアの拡大を図っております。その結果、新型コロナウイルス感染症の拡大時においても継続的に成長し、当連結会計年度の売上高は14億36百万円（前連結会計年度比108.8%増）と２倍以上に増加しております。

シルバーケアサービス（高齢者在宅ケアサービス）につきましては、オミクロン株の感染拡大による影響は限定的で、当連結会計年度の売上高は8億22百万円（前連結会計年度比16.3%増）となっております。

なお、ファミリーケア事業のチャイルドケア領域においては、保育園とともに「車の両輪」となり、女性の活躍・就労支援策を支える社会インフラとしてのベビーシッターの存在感が高まっております。2021年４月より内閣府ベビーシッター割引券の１日当たりの利用限度額が倍増したことなどの政策強化も背景として、ナニーサービス・ベビーシッターサービスを中心として引き続き力強い需要の拡大が続くことが見込まれます。さらに、シルバーケア領域においては、年間240万人が生まれていた団塊の世代が70代半ばとなりターゲット層が膨らむこと、わが国の社会保障制度改革において示されている「医療から介護へ、施設から在宅へ」の方向性を踏まえ、シルバーケアサービスの需要拡大が加速するものと想定しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は44億34百万円（前連結会計年度比30.5%増）、営業利益は10億27百万円（同13.4%増）となりました。

（エデュケア事業：保育施設、学童・児童館等の運営）

当連結会計年度には以下のとおり認可保育所５施設を含む保育所、学童施設合計12施設を開設いたしました。一方で、事業所内保育所４施設、自治体委託２施設、認証保育所の認可化１施設を含む合計８施設が閉園となりました。

その結果、当連結会計年度末時点で認可保育所74施設、認定こども園１施設、認証保育所35施設、事業所内保育所84施設、学童クラブ・児童館95施設、その他施設42施設の計331施設を運営しております。

（認可保育所）	合計５施設
東京都	３施設
神奈川県	１施設
大阪府	１施設
（事業所内保育所）	合計２施設
北海道	１施設
静岡県	１施設
（学童クラブ・児童館）	合計４施設
東京都	３施設
大阪府	１施設
（その他）	合計１施設
東京都	１施設

売上高につきましては、当連結会計年度に新たに保育施設を開設したこと、および前連結会計年度に開設した保育所の園児の繰り上がりによる定員充足率の増加等により、前期比で増収となりました。なお、４月時点において、東京都を中心とした保育所においては昨年を上回る水準の「預け控え」が全般的に生じたものの、当社グループの認可保育所においては、預け控えの中心となっている低年齢児の４月時点の入所率が前期比で微増となるとともに、５月以降は前年同月を上回るペースで新規入園者が増加いたしました。当社グループの認可保育所における預け控えは、10月時点においてほぼ解消しております。

営業利益につきましては、前連結会計年度に開設した保育所が当連結会計年度において順調に利益を確保している一方、閉園の影響、新規直営施設の開設コストや設備投資に対する租税公課（控除対象外消費税等）が増加したこと、保育職員の新型コロナウイルス感染者増加に伴い職員の加配置を行ったこと、一部の認証保育所や事業所内保育所等で園児数が前期比で減少したこと等により、前期比で減益となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は209億11百万円（前連結会計年度比2.6％増）、営業利益は15億91百万円（同14.2％減）となりました。

（プロフェッショナル事業： 国内・海外研修）

研修事業につきましては、オンライン研修が自治体・受講者に浸透し受講者数も増加しており、またオンライン化により、距離の制約をなくして当社グループの契約する各専門分野を代表する講師の講義を地方まで広げることが可能となりました。

一方で、前連結会計年度の売上高においては、新型コロナウイルス感染症の影響で2020年に予定されていた研修の一部が後ろ倒しで実施されたことによる売上高が含まれており、前期比較において、前連結会計年度におけるイレギュラーな売上高の発生・計上により、売上高・営業利益ともに前期比較で大きく減少しております。これらの特殊要因を除いた場合、売上高は前期比で微増、営業利益はeラーニングサービス拡大のため人件費及び採用費が増加したことにより１割程度の減少となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は５億64百万円（前連結会計年度比9.5％減）、営業利益は１億69百万円（同33.6％減）となりました。

（その他：人材派遣・紹介、交流館、新規事業等）

人材派遣・紹介事業につきましては、主に保育士紹介事業を縮小させたことにより、減収となりました。また、保育士紹介事業の売上高の減少、新規事業の立ち上げ等の影響により、営業損失が発生いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は５億５百万円（前連結会計年度比9.5％減）、営業損失は19百万円（前連結会計年度は営業利益35百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は４億81百万円（補助金等の圧縮記帳額７億66百万円控除後）で、その主なものは次のとおりであります。

事業区分	設備の内容	投資金額
ファミリーケア事業	ソフトウエア	43百万円
エデュケア事業	認可保育所を中心とする新設施設の内装設備等	302
エデュケア事業	ソフトウエア	37
全社（共通）	ソフトウエア	61

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

⑵ 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区分	第４期 (2019年12月期)	第５期 (2020年12月期)	第６期 (2021年12月期)	第７期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
売上高(百万円)	21,548	23,045	24,749	26,258
経常利益(百万円)	1,360	1,569	1,611	1,357
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	900	1,051	966	824
１株当たり当期純利益 (円)	110.32	127.54	99.70	85.05
総資産(百万円)	10,092	14,532	13,133	12,549
純資産(百万円)	1,941	6,758	7,386	7,823
１株当たり純資産 (円)	236.80	696.97	761.68	806.72

（注）当社は、2019年12月３日付で普通株式１株につき40,000株の割合で株式分割を行っております。第４期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益および１株当たり純資産を算定しております。

② **当社の財産および損益の状況**

区　　分	第 4 期 (2019年12月期)	第 5 期 (2020年12月期)	第 6 期 (2021年12月期)	第 7 期 (当事業年度) (2022年12月期)
営　業　収　益(百万円)	1,454	1,715	2,015	2,086
経　常　利　益(百万円)	440	469	669	728
当　期　純　利　益(百万円)	300	361	548	627
1株当たり当期純利益　(円)	36.81	43.79	56.54	64.75
総　　資　　産(百万円)	6,284	10,149	8,179	7,604
純　　資　　産(百万円)	1,414	5,540	5,749	5,989
1 株当たり純資産　(円)	172.48	571.37	592.91	617.66

(注) 当社は、2019年12月３日付で普通株式１株につき40,000株の割合で株式分割を行っております。第４期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益および１株当たり純資産を算定しております。

⑶ **重要な親会社および子会社の状況**

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	当社の議決権比率	主　要　な　事　業　内　容
株式会社ポピンズファミリーケア	90百万円	100.0%	ナニーサービス、高齢者在宅ケアサービス等
株式会社ポピンズシッター	97	100.0	ベビーシッターサービス
株式会社ポピンズエデュケア	96	100.0	保育施設、学童・児童館等の運営
株式会社ポピンズプロフェッショナル	90	100.0	教育研修・調査・コンサルティング
株式会社ウィッシュ	45	100.0	人材派遣・紹介、保育園の運営

（注）１．当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社ポピンズエデュケア
特定完全子会社の住所	東京都渋谷区広尾五丁目６番６号
当社および当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	1,692百万円
当社の総資産額	7,604百万円

２．2022年１月１日付で、株式会社ウィッシュが株式会社保育士ＧＯを吸収合併しております。
３．2022年４月１日付で、当社は株式会社ポピンズホールディングスから株式会社ポピンズに商号を変更するとともに、子会社の株式会社ポピンズは株式会社ポピンズエデュケアに商号を変更しております。

⑷ 対処すべき課題

保育・学童施設運営やベビーシッターサービス等の子育て支援事業や介護事業に対する国や社会の関心が高まる中で、当社グループとしてさらなる事業拡大に向けた重要課題として以下の点に取り組んでまいります。

① 人材の確保

ⅰ）子育て支援事業（ファミリーケア事業（チャイルドケアサービス）・エデュケア事業）

子育て支援業界では、昨今の保育施設の増加により人材不足状態が続いております。しかしながら、子育て支援業界のパイオニアを自負する当社グループとしては、高品質なサービスを維持し、子育て支援事業を引き続き拡大させるために優秀な人材の確保が必要であります。

チャイルドケアサービス（ナニーサービス・ベビーシッターサービス）においては、子育て経験をキャリアとして評価し、女性とシニアの活用に積極的に取り組んでおり、当社グループが、株式会社として唯一、内閣府ベビーシッター割引券および東京都ベビーシッター利用支援事業という２大助成金の適用を受けるための指定研修として認定を受けたベビーシッター自社研修を通して、新たなナニー、ベビーシッターを養成しております。

エデュケア事業においては運営する保育施設数の増加に伴い、保育士やスタッフの確保が急務となるため、新卒採用および中途採用の強化に取り組んでおります。

保育士確保は依然厳しい状況が続いておりますが、就職フェアの出展などを通じて就職希望者との接点を増やしているほか、地方採用も積極的に行っており、地方から首都圏に上京して働く人に向けて借上げ社宅などのサポート施策を準備する等、様々な方法を駆使し、保

育施設運営上の必要数を充足しております。
　保育士の処遇改善については、2019年４月入社の新入社員（大学卒、東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県の認可・認証保育所に配属）の初任給を26万円に引き上げ、それに合わせ、現状の保育士の処遇改善にも取り組んでおります。また、保育士の給与については、岸田政権が、2022年２月から教育・保育の現場で働く方々の収入の引上げを目的として開始した「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」等も活用して、改善に取り組んでおります。

ⅱ）ファミリーケア事業（シルバーケアサービス）
　介護業界ではホームヘルパー２級保有者など有資格者に対する需要が高く、今後高齢者在宅ケアサービスを拡張するうえで、人材の確保が何よりも重要になります。なかでも当社グループのＶＩＰケアサービスはオーダーメイドの在宅ケアサービスであるため、介護だけではなく家事支援、調理、茶道・華道等、幅広いサービスを提供していくため、そのサービスを提供するにふさわしい、素養のある人材の確保に力を入れております。

②　人材の育成
　人材サービス業である当社グループは、人材こそが宝であり、お客様に最高水準のサービスを約束するオンリーワン企業となることを目指して、人材育成が重要な経営課題であると捉えております。そのため、以下のような様々な人材育成システムを通じて教育の機会を提供しております。
　社員には、社内講師や専門家による階層別研修、専門研修、任意研修、eラーニング研修のほか、ポピンズ蓼科研修センターでの合宿研修や海外研修を通じ、常に質の高いサービスを提供するために、人材への継続的な教育投資を実施しております。また、ナニーおよびベビーシッターやケアスタッフ向けには、採用時および更新時の研修を定期的に実施しております。
　さらに、ナニーおよびベビーシッター向けにナニー検定やナニースクールによるキャリア開発支援を行うとともに、ケアスタッフ向けに高齢者の健康に配慮しつつも満足していただける食事のレシピについての講習会を定期開催するなど、その人材の養成とサービスレベルの強化に努めております。

③　コンプライアンスへの取組み
　児童福祉法や介護保険法および労働者派遣法や職業安定法をはじめとする各種関連法令の遵守を厳格に実施しております。また、お客様の個人情報についても、法律に則った取扱いを徹

底しております。そのために、内部監査、法務、財務経理、人事等、それぞれの分野で高い専門性や豊富な経験を有している人材を採用することに加え、社内規程の拡充整備に取り組んでおります。加えて、社員研修等により日常的にコンプライアンスへの意識を高めることで、さらなる内部管理体制の強化を図るとともに、コンプライアンスの徹底に努めてまいります。

④　安定的な資金調達の確保と財務基盤の強化

引き続き保育施設の開設を進めるとともに、DX（デジタル・トランスフォーメーション）への投資や新規事業およびM&Aによる事業拡大を図っていくためには、必要な資金を安定的に調達することが重要となります。当社グループでは、複数の金融機関と緊密な取引関係を維持し、資金調達の安定性と財務基盤の安全性を高めるよう努めております。

⑤　グローバル対応力の強化

アジアには日本の企業が数多く進出しており、そこに事業所内保育所のニーズがあると考えております。現在、ハワイで託児施設を一か所運営しておりますが、今後は海外の事業者との戦略的提携によるグローバル展開や、海外での保育施設運営を目指してまいります。

⑥　多様な人材の活用（外国人材、アクティブシニア等）

少子高齢化による人材不足の解消は、女性とシニア、そして外国人材にいかに活躍いただくかにかかっております。

当社グループには、70歳を越えて働く人材が保育スタッフやナニーとして在籍し、現役ナニーとして80歳代の女性が活躍しております。当社グループの事業分野においては、年齢、性別、国籍を問わず多様な人材が持てる技能・経験・語学を活かして貢献いただけると考えております。

⑦　新規事業への取組み

当社グループでは、有望な新規事業として、全国の保育事業者等に向けた経営支援コンサルティング事業の拡大に注力してまいります。認可保育所だけでなく様々な形態の施設の運営実績が多くノウハウがあるのは当社グループならではの強みであり、このような強みを活かせるコンサルティング事業を拡大してまいります。今後保育所は、自治体、企業、利用者から選ばれる時代になっていき、いずれは供給過多になると見ており、そのような中、「選ばれる」保育サービスに成長するために、既存の保育施設運営事業やベビーシッター事業に加え、こうした新しい事業も積極的に広げていきたいと考えております。

また2021年６月には、新規事業として不妊予防事業をスタートしております。これまで当

社グループは、出産後の女性のライフステージに寄り添ってまいりました。しかし日本では、不妊治療とキャリアを両立できず悩んでいる女性が数多くいるという現実があります。この現実を踏まえ、出産前の女性が抱える「不妊」という問題に向き合い、働く女性が切れ目なく活躍できるように、支援の領域を広げ、当社グループ独自の不妊予防ポータルサイトの機能拡充や、企業研修の提供等を通じて、不妊予防におけるプラットフォームサービスを提供してまいります。更に、福利厚生として導入していただけるよう、行政・企業への働きかけを進めてまいります。

2022年９月には、新規事業としてペットケアサービスをスタートしております。当社グループが展開するファミリーケア領域（ベビーシッター、家事代行、介護）において、安心のポピンズブランドで「家族の一員」であるペットの健康と幸せをサポートするペットシッターを派遣し、ペットもご家族の一員としたワンストップのサービス提供を目指します。ペットケアサービスの立ち上げにより、さらに切れ目のないサポートで働く女性やご家族を支援してまいります。

⑧　SDGsの当社グループ経営へのさらなる取り入れ

2020年12月21日に東京証券取引所市場第一部に上場した際に、調達資金の使途に関し、当社グループのこれまでの取組みによるSDGsへの貢献についてセカンドパーティ・オピニオンによる第三者評価を取得いたしました。当社グループがおかれている経営環境や当社グループの経営戦略を踏まえ、社会課題対応に向けた取組み状況の開示や、当社グループの経営目標への組入れ等により、引き続きSDGsを当社グループの経営の中核に位置付けてまいります。

具体的には、待機児童・待機学童のさらなる解消やベビーシッターサービスの浸透による保育の受け皿の確保、介護離職回避やアクティブシニアの活用、DXの活用による保育士等の労働環境のさらなる改善等、経営戦略として達成すべき事項をSDGsの観点を交えて設定してまいります。

⑨　事業成長戦略とDX戦略の推進

「規模および範囲」の拡大、つまり当社グループの事業成長戦略としては、１つめに既存事業であるファミリーケア事業、エデュケア事業、プロフェッショナル事業の拡大、２つめに新規事業である、ペットケアサービス、不妊予防、外部向けコンサルティング事業などの育成に取り組んでまいります。そのいずれについてもM&Aおよび戦略的提携を掛け算することにより、更なる成長を目指します。

そして当社グループが一番の強みとする「クオリティ」を向上させる事業戦略としては、これまで35年間にわたり当社グループが培ってきた有形無形の資産を活用した、人材確保・育

成、R&D、SDGsの推進に取り組んでまいります。
　そのうえで「生産性」を向上させるため業務改革、働き方改革、ICTやIoTの活用により業務効率化および付加価値向上に注力してまいります。
　それら全てに対して、常に、当社グループの「DX戦略」が掛け算となります。2021年度に運用開始した「顧客DB」「人財DB」の活用に加え、今後はAIの活用やプラットフォーム化を通じ、「人のぬくもりや優しさに価値を置くDX戦略」を実現してまいります。

⑸ **主要な事業内容**（2022年12月31日現在）

事業区分	事業内容
ファミリーケア事業	ナニーサービス、ベビーシッターサービス、高齢者在宅ケアサービス、家事支援サービスの提供
エデュケア事業	保育施設、学童・児童館等の運営
プロフェッショナル事業	教育研修事業、調査研究事業
その他	人材派遣・紹介事業、高齢者向けデイサービス施設等の運営事業

⑹ **主要な営業所**（2022年12月31日現在）

① 当社

本社	東京都渋谷区

② 子会社

株式会社ポピンズファミリーケア	本社（東京都渋谷区）、大阪支社（大阪府大阪市）、名古屋支社（愛知県名古屋市）
株式会社ポピンズシッター	本社（東京都渋谷区）
株式会社ポピンズエデュケア	本社（東京都渋谷区）、大阪支社（大阪府大阪市）、名古屋支社（愛知県名古屋市）
株式会社ポピンズプロフェッショナル	本社（東京都渋谷区）、大阪支社（大阪府大阪市）、名古屋支社（愛知県名古屋市）
株式会社ウィッシュ	本社（東京都渋谷区）

⑺ **使用人の状況**（2022年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ファミリーケア事業	82 (88) 名	2名増 (4名減)
エデュケア事業	2,852 (2,193)	97名増 (56名減)
プロフェッショナル事業	18 (8)	3名増 (－)
その他	14 (159)	－ (4名減)
全社（共通）	55 (19)	4名減 (7名増)
合計	3,021 (2,467)	98名増 (57名減)

（注）1．使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近１年間の平均人員を（　）外数で記載しております。
2．全社（共通）として記載されている使用人は、特定の事業区分に区分できない管理部門所属のものであります。
3．当連結会計年度より事業区分を変更しました。上記の前連結会計年度比較については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えた数値で行っております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
44（15）名	1名減（5名増）	45.8歳	2.9年

（注）1．使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近１年間の平均人員を（）外数で記載しております。
2．平均勤続年数は、2016年10月の当社設立以前における当社グループの勤続期間は含めておりません。
3．当社は持株会社であるため、事業区分別の記載を省略しております。

⑻ 主要な借入先の状況（2022年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	597百万円
株式会社三井住友銀行	375
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	321
株式会社日本政策投資銀行	137

⑼ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（2022年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　34,720,000株
② 発行済株式の総数　9,697,300株（自己株式480,000株を除く）
③ 株主数　3,695名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社スピネカ	3,960,000株	40.8%
轟　麻衣子	1,320,000	13.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,121,800	11.6
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	490,600	5.1
みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託07300064号	225,000	2.3
みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託07300065号	225,000	2.3
中村　紀子	220,000	2.3
BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED (LONDON BRANCH) /SMITTIL/JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC	185,500	1.9
株式会社日本カストディ銀行（年金特金口）	101,700	1.0
野村信託銀行（投信口）	79,500	0.8

（注）1．当社は、自己株式を480,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑵ 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権
発行決議日		2019年12月13日
新株予約権の数		53,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 53,000株 (新株予約権１個につき 1株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 120円 (１株当たり 120円)
権利行使期間		2023年７月１日から 2029年11月30日まで
行使の条件		(注) １、２、３、４、５、６
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 51,000個 目的となる株式数 51,000株 保有者数 ３名
	社外取締役（監査等委員を除く）	新株予約権の数 2,000個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 1名

(注) １．新株予約権発行時において当社及び当社の関係会社の取締役又は従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職その他正当な理由がある場合で、当社の取締役会が承認したときはこの限りではない。

２．新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的となる当社普通株式が証券取引所に上場している場合に限り権利を行使することができるものとする。

3．本新株予約権の行使は、既に行使した本新株予約権を含めて次の各号の個数を上限に行使することができる。ただし、計算の結果１個未満の端数が生じる場合には、これを切り上げるものとする。
（ⅰ）2023年７月１日から2024年６月30日まで 新株予約権者に割り当てられた個数の100分の30
（ⅱ）2024年７月１日から2025年６月30日まで 新株予約権者に割り当てられた個数の100分の50
（ⅲ）2025年７月１日から2026年６月30日まで 新株予約権者に割り当てられた個数の100分の70
（ⅳ）2026年７月１日から2029年11月30日まで 新株予約権者に割り当てられた個数の全て
4．本新株予約権者が死亡した場合には、相続人は本新株予約権を行使できないものとする。
5．新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。
6．その他の条件については、当社の取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役の状況（2022年12月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	中村 紀子	
代表取締役社長	轟 麻衣子	株式会社ポピンズエデュケア 取締役 株式会社ポピンズファミリーケア 代表取締役社長 株式会社ポピンズプロフェッショナル 取締役 株式会社ポピンズシッター 取締役
取締役 専務執行役員	田中 博文	当社管理本部長 株式会社ポピンズエデュケア 取締役 株式会社ポピンズファミリーケア 取締役 株式会社ポピンズプロフェッショナル 取締役 株式会社ポピンズシッター 取締役 株式会社ウィッシュ 取締役
取締役	吉沢 淳	当社内部統制・監査部長 当社法務コンプライアンス部長
取締役相談役	森 榮子	
社外取締役	有富 慶二	
社外取締役	村上 臣	グーグル合同会社検索担当ゼネラルマネージャー ランサーズ株式会社 社外取締役
社外取締役 （常勤監査等委員）	髙尾 剛正	株式会社ポピンズエデュケア 監査役
社外取締役 （監査等委員）	島田 博正	株式会社ポピンズファミリーケア 監査役 株式会社ポピンズシッター 監査役
社外取締役 （監査等委員）	八木 康行	株式会社ポピンズプロフェッショナル 監査役 株式会社ウィッシュ 監査役

（注）1．取締役有富慶二氏、村上臣氏、髙尾剛正氏、島田博正氏および八木康行氏は、社外取締役であります。なお、5氏は、株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員であります。

2．代表取締役社長轟麻衣子氏は、代表取締役会長中村紀子氏の子であります。

3．情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために髙尾剛正氏を常勤の監査等委員として選定しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役との間において、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社の国内子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役、執行役員および会計監査人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、株主を含む第三者から損害賠償請求を受けた場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害に対して填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為や法令違反を認識しながら行った行為等の悪質な行為の場合、役員等が納付しなければならない罰金や課徴金は填補の対象としないこととしております。

④　取締役の報酬等

ⅰ）　役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、当社グループの持続的な成長と企業価値の継続的な向上を目指し、業績及び個々の取締役の成果を総合的に勘案し、取締役の報酬等の額を決定することを方針としております。

また、取締役の業績に対する意欲や士気を一層高め、当社の企業価値の向上を図るため、業績等に鑑みて適宜、非金銭報酬等として取締役に対するストック・オプションを付与する場合があります。その際には、取締役会決議及び株主総会決議によって詳細を決定します。

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議は、2020年３月30日開催の第４期定時株主総会であり、決議の内容は、取締役（監査等委員である取締役を除く。定款で定める取締役の員数は10名以内とする。当該総会実施日においては７名。）については、全員の年間報酬総額は500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）、監査等委員である取締役（定款で定める監査等委員である取締役の員数は５名以内とする。当該総会実施日においては３名。）については、全員の年間報酬総額は年額30百万円以内となっております。

当社の取締役の報酬等の算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、監査等委員でない取締役については取締役会であり、個々の取締役の報酬等の額の決定は、取締役会から委任を受けた代表取締役会長であります。監査等委員である取締役については、報酬等の額の決定権限を有する者は、監査等委員会であります。

当社の取締役の報酬は、役位、職責等を踏まえて決定した基本報酬と、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合い、業績への寄与度、貢献度等を勘案して決定する業績連動報酬で構成いたします。代表取締役会長及び取締役相談役はその職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととし、その他の取締役の報酬は、原則として基本報酬及び業績連動報酬により構成し、基本報酬と業績連動報酬の支給割合の決定の方針は、概ね８：２としております。連結営業利益を業績連動の指標とした理由は、当社グループの持続的な成長を図るためには連結営業利益が最も適していると考えており、取締役が果たすべき業績責任を測るうえで、重要な指標となると判断しているためであります。

ⅱ）　取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会において、取締役に対する報酬額の方針を事前に検討する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

ⅲ）当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	8名 (2)	266百万円 (15)	266百万円 (15)	－ (－)	－ (－)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (4)	26 (26)	26 (26)	－ (－)	－ (－)
合計 （うち社外役員）	12 (6)	293 (42)	293 (42)	－ (－)	－ (－)

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額は、2020年３月30日開催の定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含みません。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、７名です。
3．取締役（監査等委員）の報酬等の総額は、2020年３月30日開催の定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、３名です。
4．取締役会は、代表取締役会長中村紀子氏に対し、各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループ全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役会長が適していると判断したためであります。

⑤　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役である有富慶二氏は、当社及び当社子会社と取引関係にあるヤマト運輸株式会社の親会社であるヤマトホールディングス株式会社の代表取締役社長及び会長でしたが、その取引額は僅少であり、当社の意思決定に与える影響もありません。同氏は、コラボデリバリー株式会社の代表取締役会長でありましたが、当社と兼職先との間には、重要な取引関係その他特別な関係はありません。また、同氏は当社株式1,000株および当社新株予約権2,000個（2,000株）を保有しておりますが、当社との資本的関係、取引関係は僅少であり、人的関係その他の利害関係はないため、社外取締役としての独立性に問題はないと考えております。

・社外取締役である村上臣氏は、ランサーズ株式会社の社外取締役でありますが、当社と兼職先との間には、重要な取引関係その他特別な関係はありません。以上のほかに、当社および当社子会社との間で人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

・監査等委員である社外取締役髙尾剛正氏は、当社の子会社と企業内保育所の受託取引関係にある住友化学株式会社の代表取締役副社長でしたが、その取引額は当社の連結売上高の２％未満と僅少であります。以上のほかに、当社および当社子会社との間で人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

・監査等委員である社外取締役島田博正氏は、当社および当社子会社との間で人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

・監査等委員である社外取締役八木康行氏は、当社と取引関係にある三井住友信託銀行株式会社の親会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の監査役でありましたが、その取引額は僅少であります。以上のほかに、当社および当社子会社との間で人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	有富　慶二	当事業年度に開催された取締役会23回中21回に出席し、会社経営に関する豊富な知識・経験と、新規事業の展開戦略や規制改革についての幅広い見識に基づき、経営全般の観点から質問・意見等の発言を適宜行うこと等により、経営に対する監督機能を果たしております。
取締役	村上　臣	2022年3月30日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、会社経営に関する豊富な知識・経験と、最先端の情報技術についての幅広い見識に基づき、経営全般の観点から質問・意見等の発言を適宜行うこと等により、経営に対する監督機能を果たしております。
取締役 (監査等委員)	髙尾　剛正	当事業年度に開催された取締役会23回の全て、監査等委員会21回の全てに出席し、常勤の監査等委員として、会社経営および人事戦略に関する豊富な経験と見識に基づき、議案審議等で質問・意見等の発言を適宜行っております。また、監査等委員会において適宜意見の表明を行うことにより取締役の職務執行に対する適切な監査を行いました。
取締役 (監査等委員)	島田　博正	当事業年度に開催された取締役会23回の全て、監査等委員会21回の全てに出席し、経営と法務についての豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案審議等で質問・意見等の発言を適宜行っております。また、監査等委員会において適宜意見の表明を行うことにより取締役の職務執行に対する適切な監査を行いました。
取締役 (監査等委員)	八木　康行	2022年3月30日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会16回の全て、監査等委員会15回の全てに出席し、財務、会計および人事・労務分野についての豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案審議等で質問・意見等の発言を適宜行っております。また、監査等委員会において適宜意見の表明を行うことにより取締役の職務執行に対する適切な監査を行いました。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　海南監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、報酬額が合理的に設定されていると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、会計監査人との間に同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低限度額としております。

3．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

4．剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施することを基本方針としております。また、内部留保金は、将来の企業価値を高めるための、既存事業拡大や新規事業・M&A、DX及びグローバル戦略の展開等に備えて充実を図り、SDGsの考えに準拠して持続的な成長に向けた投資等に活用いたします。

当社の剰余金の配当につきましては、期末配当の年１回を基本的な方針としております。また、当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、剰余金の配当等の会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる旨を定款に定めております。期末配当については、連結配当性向40％前後を基本とし、利益や剰余金の水準を勘案のうえ、配当額を決定しております（ただし、特別な損益等の特殊要因により親会社株主に帰属する当期純利益が大きく変動する事業年度についてはその影響を考慮し配当額を決定いたします。）。なお、取締役会の決議により毎年６月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

上記の基本方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、2023年２月21日開催の取締役会で１株当たり40円と決定いたしました。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**7,914**	**流動負債**	**2,999**
現金及び預金	4,240	1年内返済予定の長期借入金	535
受取手形、売掛金及び契約資産	2,921	未払金	1,262
その他	753	未払法人税等	145
貸倒引当金	△0	前受金	528
固定資産	**4,634**	賞与引当金	0
有形固定資産	**2,277**	その他	527
建物及び構築物	1,150	**固定負債**	**1,726**
土地	121	長期借入金	915
建設仮勘定	913	役員退職慰労引当金	72
その他	91	資産除去債務	643
無形固定資産	**336**	その他	96
のれん	28	**負債合計**	**4,726**
その他	307	**(純資産の部)**	
投資その他の資産	**2,020**	**株主資本**	**7,823**
長期貸付金	176	**資本金**	**2,095**
敷金及び保証金	1,145	**資本剰余金**	**2,005**
繰延税金資産	621	**利益剰余金**	**3,806**
その他	186	**自己株式**	**△84**
貸倒引当金	△109	**純資産合計**	**7,823**
資産合計	**12,549**	**負債純資産合計**	**12,549**

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2022年１月１日から
2022年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**26,258**
売上原価		**20,656**
売上総利益		**5,601**
販売費及び一般管理費		**4,295**
営業利益		**1,305**
営業外収益		
助成金収入	43	
為替差益	24	
その他	10	78
営業外費用		
支払利息	11	
貸倒引当金繰入額	8	
その他	6	26
経常利益		**1,357**
特別損失		
減損損失	159	
その他	0	159
税金等調整前当期純利益		**1,197**
法人税、住民税及び事業税	475	
法人税等調整額	△102	373
当期純利益		**824**
親会社株主に帰属する当期純利益		**824**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**2,346**	**流動負債**	**692**
現金及び預金	116	1年内返済予定の長期借入金	534
前払費用	47	未払金	78
関係会社短期貸付金	1,635	未払法人税等	29
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	500	預り金	18
その他	45	その他	31
固定資産	**5,257**	**固定負債**	**922**
有形固定資産	**141**	長期借入金	897
建物	104	資産除去債務	17
工具、器具及び備品	25	その他	7
その他	11	**負債合計**	**1,614**
無形固定資産	**280**	(純資産の部)	
ソフトウエア	272	**株主資本**	**5,989**
その他	8	**資本金**	**2,095**
投資その他の資産	**4,835**	**資本剰余金**	**3,052**
関係会社株式	2,098	資本準備金	2,016
関係会社長期貸付金	2,612	その他資本剰余金	1,036
その他	234	**利益剰余金**	**926**
貸倒引当金	△109	利益準備金	11
		その他利益剰余金	914
		繰越利益剰余金	914
		自己株式	**△84**
		純資産合計	**5,989**
資産合計	**7,604**	**負債純資産合計**	**7,604**

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2022年１月１日から
2022年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
営業収益		**2,086**
営業費用		**1,395**
営業利益		**691**
営業外収益		
受取利息	32	
為替差益	24	
その他	0	57
営業外費用		
支払利息	11	
貸倒引当金繰入額	8	20
経常利益		**728**
税引前当期純利益		**728**
法人税、住民税及び事業税	103	
法人税等調整額	△2	100
当期純利益		**627**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年２月14日

株式会社ポピンズ
　取締役会　御中

海南監査法人
東京都渋谷区

指定社員 業務執行社員　公認会計士　溝　口　俊　一

指定社員 業務執行社員　公認会計士　畑　中　数　正

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ポピンズの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ポピンズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。
監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年２月14日

株式会社ポピンズ
　取締役会　御中

海南監査法人
東京都渋谷区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　溝　口　俊　一

指定社員
業務執行社員　公認会計士　畑　中　数　正

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ポピンズの2022年1月1日から2022年12月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、２０２２年（令和４年）１月１日から２０２２年（令和４年）１２月３１日までの第７期事業年度における取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法及び結果につき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに以下の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会、執行役員会、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、支社及び主要な事業部門において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）につきましては、財務報告の適正を確保するための内部統制を含め、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、子会社の取締役及び監査役等とも意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて同様の説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係わる内部統制については、取締役及び海南監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを調査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、監査に関する品質管理基準等に従ってその職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については海南監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該決議に基づく内部統制システムの構築及び運用については、経営環境の変化に対応した取り組みが継続的に行われているものと認められ、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係わる内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

２０２３年（令和５年）２月15日

株式会社ポピンズ　監査等委員会

監査等委員（常勤）　髙尾　剛正

監査等委員（非常勤）　島田　博正

監査等委員（非常勤）　八木　康行

（注）上記監査等委員全員は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）８名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）７名全員が任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため１名増員し、取締役８名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会は、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	**中村　紀子**（なかむら　のりこ） (1949年５月26日) 再任	1973年３月　株式会社日本教育テレビ（現株式会社テレビ朝日）にアナウンサーとして入社 1985年４月　ＪＡＦＥ（日本女性エグゼクティブ協会）設立、代表（現一般社団法人日本女性エグゼクティブ協会へ移行） 1987年３月　ジャフィサービス株式会社（現株式会社ポピンズエデュケア）設立、代表取締役社長 1989年10月　社団法人全国ベビーシッター協会（現公益社団法人全国保育サービス協会）、副会長 1995年６月　通商産業省（現経済産業省）産業構造審議会総合部会委員 2000年４月　社団法人経済同友会幹事 2001年１月　厚生労働省職業能力開発分科会委員 2003年８月　株式会社スピネカ取締役 2005年12月　環境省中央審議会委員 2006年３月　経済産業省独立行政法人評価委員会委員 2012年９月　株式会社スピネカ代表取締役（現任） 2014年５月　株式会社パルコ社外取締役 2016年５月　株式会社日本経済新聞社経営アドバイザリーボードメンバー 2016年10月　当社代表取締役社長 2018年４月　株式会社ポピンズ（現株式会社ポピンズエデュケア）代表取締役会長 2018年12月　一般社団法人日本女性エグゼクティブ協会設立、代表理事（現任） 2018年12月　当社代表取締役会長（現任）	4,180,000株

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	**轟（とどろき）　麻衣子（まいこ）** (1976年2月16日) 再任	1998年９月　MERRILL LYNCH INTERNATIONAL 入社 2002年３月　シャネル株式会社入社 2003年８月　株式会社スピネカ代表取締役 2006年２月　GRAFF DIAMOND Ltd. 入社 2008年９月　DEBEERS DIAMOND JEWELLERS Ltd. 入社 2010年４月　株式会社ポピンズ（現株式会社ポピンズエデュケア）顧問 2012年３月　同社取締役 2012年９月　株式会社スピネカ取締役（現任） 2016年10月　当社取締役 2017年２月　スマートシッター株式会社（現株式会社ポピンズシッター）取締役（現任） 2018年３月　当社取締役副社長 2018年４月　株式会社ポピンズ（現株式会社ポピンズエデュケア）代表取締役社長 2018年12月　当社取締役社長 2020年４月　当社代表取締役社長（現任） 2020年６月　公益社団法人全国保育サービス協会理事（現任） 2021年７月　株式会社ポピンズ（現株式会社ポピンズエデュケア）取締役（現任） 2021年７月　株式会社ポピンズファミリーケア代表取締役社長（現任） 2021年７月　株式会社ポピンズプロフェッショナル取締役（現任）	1,320,000株

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	**田中（たなか）　博文（ひろふみ）** (1966年12月15日) 再任	1991年10月　太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 1995年３月　公認会計士登録 1996年６月　ドイチェ・モルガン・グレンフェル証券株式会社（現ドイツ証券株式会社）入社 1997年10月　Ernst&Young, LLP NewYork入社 2002年11月　田中公認会計士事務所代表（現任） 2003年12月　株式会社ポピンズ（現株式会社ポピンズエデュケア）監査役 2005年９月　同社取締役 2013年３月　同社常務執行役員 2017年１月　当社執行役員 2017年２月　スマートシッター株式会社（現株式会社ポピンズシッター）取締役 2018年３月　当社取締役執行役員 2018年３月　株式会社ポピンズ（現株式会社ポピンズエデュケア）取締役（現任） 2018年10月　株式会社保育士GO取締役 2018年12月　当社取締役常務執行役員 2019年２月　当社管理本部長（現任） 2019年３月　株式会社ウィッシュ取締役（現任） 2021年７月　株式会社ポピンズファミリーケア取締役（現任） 2021年７月　株式会社ポピンズプロフェッショナル取締役（現任） 2022年３月　株式会社ポピンズシッター取締役（現任） 2022年７月　当社取締役専務執行役員（現任）	3,000株

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	**吉沢　淳**（よしざわ　きよし） (1951年12月28日) 再任	1974年４月　ソニー株式会社（現ソニーグループ株式会社）入社 1998年７月　株式会社ソニー・ピクチャーズ・テレビジョン・ジャパン管理部長 2003年７月　株式会社ソニー・ピクチャーズエンタテインメント映像事業部門管理部長 2004年１月　株式会社ポピンズ（現株式会社ポピンズエデュケア）入社管理本部長 2005年３月　同社取締役 2008年３月　同社常務取締役 2013年３月　同社取締役専務執行役員 2016年10月　当社取締役（現任） 2017年１月　Poppins U.S.A., Incorporated Director,President 2017年２月　スマートシッター株式会社（現株式会社ポピンズシッター）取締役 2019年１月　当社内部統制・監査部長（現任） 2019年２月　当社法務コンプライアンス部長（現任）	2,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	まつおか　けんじ **松岡　建志** (1966年8月13日) 新任	1990年４月　通商産業省（現経済産業省）入省 2004年６月　北海道経済産業局総務課長 2007年６月　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構電子・情報技術開発部主任研究員 2009年７月　株式会社電通（官民交流法派遣） 2011年６月　原子力安全・保安院原子力防災課長 2012年７月　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構国際部長 2014年７月　商務情報政策局サービス政策課長 2015年７月　関東経済産業局資源エネルギー環境部長 2017年７月　産業技術環境局技術振興・大学連携推進課長 2019年６月　株式会社海外需要開拓支援機構専務執行役員 2022年７月　株式会社ポピンズ執行役員（現任） 2022年12月　株式会社ウィッシュ取締役（現任） 2023年１月　株式会社ポピンズエデュケア取締役（現任）	－

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6	**森　榮子**（もり　えいこ） (1942年6月3日) 再任	1988年１月　ジャフィサービス株式会社（現株式会社ポピンズエデュケア）入社 1993年３月　同社取締役 2002年６月　同社常務取締役 2004年３月　同社取締役副社長 2016年10月　当社取締役副社長 2017年２月　スマートシッター株式会社（現株式会社ポピンズシッター）取締役 2018年４月　株式会社ポピンズ（現株式会社ポピンズエデュケア）取締役副会長 2018年12月　同社取締役副社長 2018年12月　当社取締役副会長 2020年12月　当社取締役相談役（現任） 2021年７月　合同会社ロングアン業務執行社員（現任）	50,000株
7	**村上　臣**（むらかみ　しん） (1977年２月26日) 再任 社外取締役 独立役員	1999年４月　株式会社野村総合研究所入社 2000年８月　ヤフー株式会社入社 2012年４月　ヤフー株式会社執行役員チーフモバイルオフィサー（CMO）就任 2014年６月　ワイモバイル株式会社取締役就任 2017年11月　リンクトイン・ジャパン株式会社日本代表就任 2017年11月　Shin&Co.株式会社代表取締役就任（現任） 2021年４月　武蔵野大学アントレプレナーシップ学部客員教授（現任） 2022年３月　当社社外取締役（現任） 2022年４月　グーグル合同会社検索担当ゼネラルマネージャー（現任） 2022年６月　ランサーズ株式会社社外取締役（現任）	－

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
8	**小峯 力（こみね つとむ）** (1963年8月25日) 新任 社外取締役 独立役員	1992年４月　日本体育大学大学院助手 1994年４月　東京大学医学部看護学校講師 2000年４月　ライフセービング競技世界選手権日本代表監督 2001年４月　内閣府特定非営利活動法人日本ライフセービング協会（現公益財団法人日本ライフセービング協会）理事長 2004年４月　流通経済大学社会学部助教授 2008年４月　一般社団法人アウトドア・フィットネス協会（OFA）会長（現任） 2010年４月　流通経済大学スポーツ健康科学部教授 2011年４月　公益社団法人全国大学体育連合理事 2013年４月　中央大学理工学部教授（現任） 2014年４月　日本海洋人間学会副会長（現任） 2015年４月　日本救護救急学会副会長（現任） 2016年４月　中央大学大学院教授（現任）	－

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．取締役村上臣氏および小峯力氏は、社外取締役候補者であり、社外取締役に選任された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
３．村上臣氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり情報関連企業のIT開発責任者として最先端の技術に携わり、豊富な知識・経験を有するとともに、会社経営に関しても経験を有しているためであります。当社においても、その見識などを当社グループのDX戦略強化に活かしつつ、経営全般の監督機能および当社グループのガバナンス強化のために尽力いただけることを期待しております。なお、同氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって１年となります。
４．小峯力氏を社外取締役候補者とした理由は、救急救命学・健康学を研究する大学院・大学教授として高い見識と経験および、ライフセービング競技世界選手権日本代表監督の他、学会や団体の理事、会長等の経験を有しているためであります。これらの知識・経験を踏まえて、当社においても、経営全般の監督機能および当社グループのガバナンス強化のために尽力いただけることを期待しております。同氏は、これまで直接会社経営に関与した経験は有しておりませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
５．当社は村上臣氏との間で、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

6．小峯力氏が社外取締役に就任する場合、当社は、同氏との間で、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
7．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が行った行為に起因して、損害賠償請求がなされたことによる訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時も同内容にて更新を予定しております。
8．代表取締役社長轟麻衣子氏は、代表取締役会長中村紀子氏の子であります。
9．代表取締役会長中村紀子氏の所有株式数は、資産管理会社が所有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。
10. 取締役相談役森榮子氏の所有株式数は、資産管理会社が所有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。

第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役３名のうち島田博正氏が、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として、監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本総会にて選任される監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任される監査等委員である取締役の任期が満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
蒲地（かまち）　正英（まさひで） (1981年５月18日) 新任 社外取締役 独立役員	2005年11月　税理士法人中央青山（現PwC税理士法人）入所 2009年９月　公認会計士登録 2014年12月　税理士登録 2016年11月　蒲地公認会計士事務所設立　代表（現任） 税理士法人カマチ代表社員（現任） 株式会社SOU（現バリュエンスホールディングス株式会社）社外取締役 2017年１月　株式会社will consulting 代表取締役（現任） 2017年３月　株式会社メドレー社外監査役（現任） 2019年11月　株式会社SOU（現バリュエンスホールディングス株式会社）社外取締役　監査等委員（現任） 2020年１月　グロービス経営大学院大学専任准教授（現任） 2022年３月　株式会社IBJ社外取締役（現任）	－

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．蒲地正英氏は、社外取締役候補者であり、社外取締役に選任された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

３．蒲地正英氏を監査等委員である取締役の候補者とした理由は、公認会計士、税理士として企業会計、税務に精通しており、経営の健全性および透明性の向上に貢献する資質と見識を備えているためであ

ります。監査等委員である取締役に就任した場合、その見識などに基づき当社の経営全般の監督機能および当社グループのガバナンス強化のために尽力いただけることを期待しております。

4．蒲地正英氏が監査等委員である取締役に就任する場合、当社は、同氏との間で、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

5．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が行った行為に起因して、損害賠償請求がなされたことによる訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。蒲地正英氏が就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時も同内容にて更新を予定しております。

（ご参考）取締役会のスキル・マトリックス

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者と監査等委員である取締役候補者の専門性と経験

第１号議案および第２号議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役会は以下のようなスキルを持ったメンバーにより構成されることになります。

		女性★ 男性■	企業経営	業界知識	営業・マーケティング	財務・会計	法務・リスクマネジメント	人事	労務	ＤＸ
取締役	中村紀子	★	●	●	●			●		
	轟麻衣子	★	●	●	●			●		●
	田中博文	■	●	●		●				
	吉沢淳	■		●		●	●		●	
	松岡建志	■	●	●						
	森榮子	★		●	●					
社外取締役	村上臣	■	●							●
	小峯力	■		●						
社外取締役（監査等委員）	髙尾剛正	■	●					●	●	
	八木康行	■	●			●		●	●	
	蒲地正英	■				●				

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田錦町三丁目２８番
学士会館　２階　202
TEL 03－3292－5936 （代表）

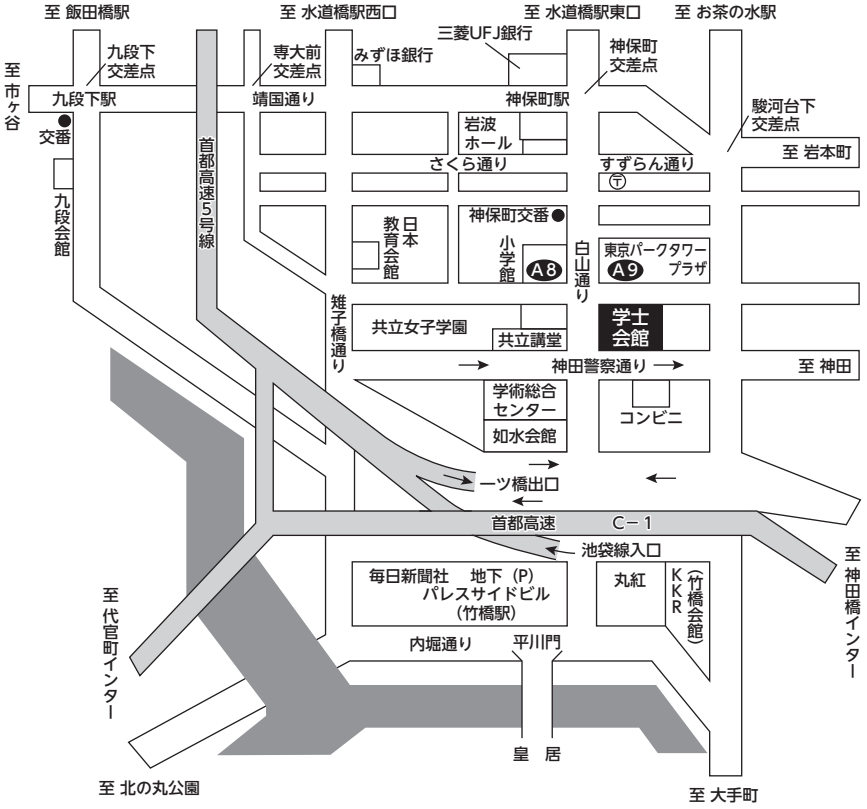

交通　ＪＲ中央線 御茶ノ水駅　御茶ノ水橋口より徒歩約15分
都営新宿線 神保町駅　Ａ９出口より　徒歩約 1分
東京メトロ東西線 竹橋駅　３a出口より　徒歩約 5分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。